

## 国等における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の推進に関する基本方針（案）

### 建築物に係る契約に関する基本的事項

建築物の新築又は大規模な改修に係る設計業務を委託する場合は、原則として設計成果に求める環境保全性能を、契約図書（契約書及び設計仕様書をいう。以下同じ。）に明記すること。

建築物の新築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、原則として温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容（自然エネルギーの積極的な利用を含む）をテーマとした技術提案を求め、総合的に最も優れた者を特定する手続き（以下「環境配慮型プロポーザル方式」という。）を採用すること。ただし、当該事業の主目的に照らして他の項目が特に優先される事業及び設計上の工夫により温室効果ガス等の削減効果がほとんど期待できない事業等を除くこと。

環境配慮型プロポーザル方式を採用した場合であって、特定された設計者の温室効果ガス等の排出の削減に関する技術提案の内容が妥当である場合は、その内容を契約図書に明記し、当該技術提案の内容を踏まえた設計上の工夫が確実に実施されるようにすること。

環境配慮型プロポーザル方式を採用し、特定された者の技術提案の内容を契約図書に明記した場合にあっては、原則として設計成果について、LCCO<sub>2</sub>や建築物総合環境性能評価システム等を活用し、総合的な環境性能の評価を設計者に求めること。

環境配慮型プロポーザル方式を採用する場合にあっては、あらかじめその旨及び概要を公表し、変更したときは変更後の当該概要を公表するものとする。

技術提案の提出を求める者には必要な情報を提供し、検討のための適切な時間を確保するように配慮すること。

環境配慮型プロポーザル方式の実施にあたっては、公平性・透明性・客観性を確保すること。